



Q 工場で仕事中
につまずいて転
倒し手首を骨折しまし
た。2カ月休んだので
労災保険から休業補償
を受けます。厚生年金
の在職老齢年金を受給
しており、年金と休業
補償の併給は減額され
ると聞いたのですが、
業務上の事由に
A

による負傷・疾病などに
より賃金を受けること
ができない期間は、休
業4日目から休業補償
給付が支給されます。
また、場合によっては
傷病年金などの労災年
金が給付されることも
あります。

休業補償と在職老齢年金の併給



今回の休業補償給付 従って、今回の場合
の支給事由は労災事故 は、労災保険の休業補
による負傷が原因で 償と社会保険の年金の
す。一方、老齢年金は 併給ではあっても、支
所定の年齢に達したこ 給事由が異なるため労
とを支給事由とするた 災保険の休業補償が減
め、支給事由が異なり 額されることはありません。
ます。